



三重県公報

平成29年7月25日 (火)

第 2923 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
告 示			
513	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(障がい福祉課)	2
514	平成29年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	2
515	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	3
516	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	3
517	水防法の規定による洪水浸水想定区域等の指定	(河川課)	4
518	同件	(同)	4
519	同件	(同)	4
520	同件	(同)	4
公 告			
	家畜人工授精師免許証の交付	(畜産課)	5
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	5
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	5
	同件	(同)	5
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	6
	屋外広告物講習会の実施	(景観まちづくり課)	6
	開発行為に関する工事の完了	(建築開発課)	7
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(人事課)	7

告 示

三重県告示第 513 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変更年月日
		変更前	変更後			
薬局	セイムス三重大前薬局	レモン調剤薬局三重津店	セイムス三重大前薬局		薬局	平成 29 年 4 月 1 日

三重県告示第 514 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 募集区分

募集種目		試験種目
自衛官候補生	男子	筆記試験（国語、数学、社会及び作文）、口述試験、適性検査及び身体検査

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集種目	募集期間	試験期日	採用時期
自衛官候補生	男子	平成 29 年 8 月 21 日（月）まで	平成 29 年 9 月下旬及び平成 30 年 3 月下旬から同年 4 月上旬まで

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 27 歳未満の男子。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者
- (4) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

募集種目	試験場の名称	試験場の住所
自衛官候補生	男子	陸上自衛隊久居駐屯地
		津市久居新町 975

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階

自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

三重県告示第 515 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

SUPER CENTER PLANT 志摩店
志摩市磯部町穴川字土橋 1175-1 ほか 55 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社 PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 勝規
変更後	株式会社 PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 佳史

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	名称	住所	代表者の氏名
変更前	株式会社 PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 勝規
変更後	株式会社 PLANT	福井県坂井市坂井町下新庄 15 号 8 番地の 1	三ツ田 佳史

3 変更年月日

平成 29 年 5 月 8 日

4 変更理由

大規模小売店舗を設置する者及び大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者氏名が変更となったため

5 届出の日

平成 29 年 7 月 7 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 29 年 7 月 25 日から同年 11 月 27 日まで
開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 516 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項の規定による届出（大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名の変更）に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
日永カヨーショッピングセンター
四日市市日永四丁目2番41号
- 2 四日市市から聴取した意見
意見なし
- 3 意見の縦覧場所
三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課
- 4 意見の縦覧の期間及び時間
平成29年7月25日から同年8月25日まで
開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第517号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、安濃川水系安濃川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県津建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成29年7月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第518号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、安濃川水系美濃屋川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県津建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成29年7月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第519号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、岩田川水系岩田川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第14条第3項及び同規則第3条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県津建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成29年7月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第520号

水防法（昭和24年法律第193号）第14条第1項及び第2項並びに水防法施行規則（平成12年建設省令第44号）第2条に基づき、相川水系相川に係る洪水浸水想定区域を指定するとともに、当該区域が浸水した場合に想定される水深及び浸水の継続時間並びに基本高水の設定の前提となる降雨（計画降雨）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域及び浸水した場合に想定される水深を定めましたので、同法第14条第3項及び

同規則第3条第1項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、三重県県土整備部河川課、三重県戦略企画部情報公開課及び三重県津建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

公 告

家畜改良増殖法（昭和 25 年法律第 209 号）第 18 条の規定により、次のとおり家畜人工授精師免許証を交付しました。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

氏 名	免許番号	免許年月日	備 考
門脇 健司	955	平成 29 年 7 月 6 日	牛

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 16 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

稲生南部土地改良区（鈴鹿市稲生西一丁目 6 番 3 号）

退任理事

鈴鹿市稲生西一丁目 5 番 7 号	鈴木 貢
〃 稲生西二丁目 6 番 16 号	平田 幸雄
〃 稲生西一丁目 1 番 32 号	鈴木 勝美
〃 〃 8 番 9 号	鈴木 啓二
〃 〃 6 番 20 号	鈴木 秀
〃 〃 7 番 6 号	鈴木 良則
〃 稲生西二丁目 14 番 31 号	大井 真史
〃 〃 23 番 5 号	平田 晴樹
〃 稲生一丁目 2 番 20 号	渥美 清一
〃 〃 20 番 15 号	伊藤 進
〃 〃 2 番 19 号	渥美 拓

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間
平成 29 年 7 月 10 日から同年 12 月 4 日まで
- 3 作業地域
松阪市飯高町宮本及び同市飯高町七日市

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県松阪建設事務所長から通知がありました。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 作業種類
公共測量（砂防基盤図作成）
- 2 作業期間
平成 29 年 7 月 17 日から平成 30 年 1 月 29 日まで
- 3 作業地域
松阪市飯高町森及び同市飯高町青田

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、伊勢市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 都市計画の種類及び名称
伊勢都市計画学校
11 桜浜中学校
- 2 縦覧場所
三重県県土整備部都市政策課

三重県屋外広告物条例（昭和 41 年三重県条例第 45 号）第 25 条第 1 項の規定により、屋外広告物の表示及び掲出物件の設置に関し、必要な知識を修得することを目的とし、屋外広告物講習会を次のとおり実施します。

平成 29 年 7 月 25 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 実施期日、時間及び実施場所
 - (1) 実施期日及び時間
平成 29 年 11 月 13 日（月）9 時 20 分から 16 時 30 分まで ※ 9 時受付開始
 - (2) 実施場所
津市広明町 13 番地
三重県庁講堂棟 3 階 第 131 会議室及び第 132 会議室
- 2 講習科目
 - (1) 屋外広告物に関する法令
 - (2) 屋外広告物の表示の方法に関する事項
 - (3) 屋外広告物の施工に関する事項
- 3 受講申込書の受付期間、受付場所及び配布場所
 - (1) 受付期間
平成 29 年 8 月 1 日（火）から同年 9 月 15 日（金）まで
8 時 30 分から 17 時 15 分まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）
郵送の場合は、平成 29 年 9 月 15 日（金）までの消印のあるものを有効とします。
定員を超えた場合は、受付を締め切らせていただくことがあります。
 - (2) 受付場所
三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課（津建設事務所は除きます。）
及び三重県県土整備部景観まちづくり課
 - (3) 配布場所
三重県の各建設事務所総務・管理室管理課又は総務・管理・建築室管理課（津建設事務所は除きます。）
及び三重県県土整備部景観まちづくり課
また、三重県県土整備部景観まちづくり課のホームページからダウンロードすることができます。
ホームページアドレス（<http://www.pref.mie.lg.jp/KEIMACHI/HP/64114007095.htm>）
- 4 提出書類
 - (1) 屋外広告物講習会受講申込書（第 15 号様式）
（受講申込書には、三重県収入証紙による講習手数料及び写真（縦 4cm×横 3cm、無帽、正面、上三分身

及び無背景で申込前6月以内に撮影したもの。カラー・白黒は問いません。)を貼付してください。)

- (2) 講習科目の一部免除を受けようとする者は、資格を証する書類
- 5 講習手数料 2,000 円 (三重県収入証紙にて納付してください。)
※ 納付された手数料は返還しません。
- 6 受講定員 40 人
- 7 テキスト 「屋外広告の知識 (第4次改訂版)」全3巻 (持参)
※ 第3次改訂版からテキストが大きく変更されているため、第4次改訂版を御用意ください。
※ テキスト購入希望者は、直接株式会社ぎょうせいへお申し込みください。
- 8 講習科目の一部免除
次のいずれかに該当する方は、「屋外広告物の施工に関する事項」の講習科目の受講を免除します。受講申込書に、下記の資格を証する書類を添付してください。
- (1) 建築士の資格を有する者 免許証の写し又は建築士登録証明書
- (2) 電気工事士の資格を有する者 電気工事士免状の写し
- (3) 第1種、第2種又は第3種電気主任技術者免状の交付を受けている者 電気主任技術者免状の写し
- (4) 帆布製品製造取付けに係る職業訓練指導員免許所持者、技能検定合格者又は職業訓練修了者 免許証、合格証又は修了証書の写し
- 9 問い合わせ先
三重県県土整備部景観まちづくり課 (電話 059-224-2748)

都市計画法 (昭和43年法律第100号) 第29条第1項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

平成29年7月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
平成29年 7月3日	名張市桜ヶ丘 3088-92 ほか3筆ほか及び希中央4番町 62-2 ほか1筆	名張市赤目町丈六 435-3 株式会社平安コーポレーション 代表取締役 月 成 陽 一
平成29年 7月6日	員弁郡東員町大字長深字元敷 2403-1	員弁郡東員町大字長深 2549-1 稲 見 賢
平成29年 7月12日	多気郡明和町大字上村字城堀 1309-13	多気郡明和町大字有爾中 212-1 有限会社ホームタウン 代表取締役 東 谷 泰 介
平成29年 7月13日	伊勢市神田久志本町字野世古 1294-3 の一部ほか1筆及び字牛場 1296-1 の一部ほか7筆ほか	津市高茶屋小森町 4000-2 株式会社川崎ハウジング中部 代表取締役 川 崎 昌 美

特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則 (平成7年三重県規則第84号) 第5条の規定により公告します。

平成29年7月25日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
- (1) 委託業務名
三重県人材マネジメントシステム再構築及び運用保守業務委託
- (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が入札説明書 (仕様書) で指定する特質等を有することが必要です。
入札説明書 (仕様書) は、三重県電子調達システム (物件等) (以下「調達システム」といいます。) 内の入札情報 (物件等) (入札情報サービスシステム (物件調達)) から入手することができます。
- (3) 委託期間

契約締結の日から平成 36 年 8 月 31 日（土）までとします。

(4) 委託業務履行場所

津市広明町 13 番地 三重県庁本庁舎ほか

(5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

2 入札参加者及び落札者に必要な資格

(1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格(指名)停止措置要領により資格(指名)停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中でないこと又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当しないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

(1) 本入札は、調達システムを利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。4(1)の申請書を提出するまでに、7(3)に掲げる調達システム担当部局に調達システム利用登録申請（以下「利用登録申請」といいます。）を行い、登録確認を受けてください。

なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により参加する場合の利用登録申請については、電子証明書（ICカード）は不要とします。

(3) 調達システム利用登録者が調達システムにより 4(1)の申請書を提出した後は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に利用登録申請を行い、(1)及び(2)に掲げる申請書等を平成 29 年 8 月 16 日（水）17 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 7(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、技術提案書等を 7(6)に掲げる日時、場所及び方法により提出してください。

落札候補者にあっては、入札実施後に(3)から(5)までの書類を平成 29 年 9 月 22 日（金）15 時までに、7(2)の場所に提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

(1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第 4 条第 1 項に定める申請書

(2) 提案書等提出申請書

(3) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(4) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し

(5) 契約保証金の免除を希望される場合は、過去 3 年間の間に、今回の契約金額と同規模程度（又は同規模以上）の契約を締結し履行した実績を示す証明書

5 技術提案書の作成について

(1) 本件入札は、入札参加者から提出された技術提案書に基づき評価を行い、記載内容に応じて採点します。このため、技術提案書の提案内容がわかるように考え方、根拠等具体的に記述してください。

(2) 本件入札は、本県の判断により落札者の提案書内容を契約書に添付する仕様書に盛り込むことがあるため、確実に提案者が実現できる範囲で記述してください。

(3) 提案書は、A4 縦長横書き両面とし（図形等は除く。）、日本語及び日本国通貨（消費税及び地方消費税

- 抜き) で表記してください。また、図面等を除き、文字の大きさは、11 ポイント以上としてください。
- (4) 提案書は、表紙及び目次を除き、150 ページ以内で作成してください。なお、150 ページを超えた場合は、減点の対象とします。また、提案書は、フラットファイル等で製本してください。
 - (5) 略語、専門用語等については、一般用語を用いて初出の箇所に定義を記述してください。また、理解しにくい用語、専門用語等には脚注を付記してください。
 - (6) 表紙と目次を除き、ページ番号(連番)を付けてください。
 - (7) 製本の編綴順序は、「提案書記載依頼事項」の項目順序のとおり編綴してください。特に、本県が提示した「提案書記載依頼事項」に則っていない場合には、採点しない場合もあるので注意してください。
 - (8) 正本は1部作成し、入札参加者の住所、商号又は名称及び代表者名を表紙に記載した上、代表者印を押印してください。
 - (9) 副本は10部作成してください。副本には代表者印を押印せず、表紙及び本文中に会社名及び会社名を類推できる表現を記載しないでください。
 - (10) 電子媒体(CD-R又はDVD-R)については、1部作成し、商号又は名称を記載してください。なお、電子媒体は、Microsoft Office Professional 2010 で読み込み可能なWord、Excel、PowerPoint又はPDFで作成してください。
 - (11) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。
 - (12) 提案した方式だけで所与のシステムを実現できなければ、追加の方式、ソフトウェアの開発等は提案者の負担で行うこととなります。
 - (13) 入札金額以外に別途費用を必要とするものは評価対象外であるので、提案書等には記載しないでください。なお、提案システムの特徴として将来的な拡張等(追加費用が必要なもの)を提案書等に記載する場合には、本調達の範囲に含まない旨を明記してください。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 技術提案書の内容について、技術提案書聴取会を行いますので、本件担当予定者の出席をお願いします。
 - (2) 提案内容について書面だけでは分かりにくい部分を補足するために行うものであって、提出済みの提案書に新たな要素を追加、修正することは認めません。また、入札参加者からの質問も認めません。説明を円滑に行うための資料の配布は認めますが、提案書と異なり評価時の正式書類としては扱いません。
 - (3) 聴取会に係る費用は、全て入札参加者の負担とします。また、聴取会を辞退することは可能で、辞退したことで失格になることはありませんが、説明不足等、評価上の不利益を受けることがあります。
 - (4) 詳細は7(7)に示す日時、場所及び方法により実施します。
- 7 入札手続等に関する事項
- (1) 入札事務担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部総務課企画総務班 担当 藤原
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-2125
 - (2) 契約事務担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県総務部人事課人事班 担当 足立、城山
電話 059-224-2103 ファクシミリ 059-224-3170
 - (3) 調達システム担当部局
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
 - (4) 入札説明書(仕様書)の配布方法
本公告日から平成29年8月16日(水)17時まで調達システムにより提供します。
 - (5) 入札参加資格確認結果の通知
平成29年8月24日(木)までに通知します。
 - (6) 技術提案書等提出の日時、場所及び方法
ア 日時 平成29年8月25日(金)9時から同月31日(木)17時まで
イ 場所 〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課企画総務班 担当 藤原

ウ 方法 提案書等の提出方法については、原則、郵送とします。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、(1)に掲げる入札事務担当部局に持参する日時について調整を行ってください。

また、郵送とする場合は封筒等の外側に「三重県人材マネジメントシステム再構築及び運用保守業務委託提案書等在中」と記載してください。

(7) 技術提案書聴取会の実施

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

平成 29 年 9 月 14 日 (木) 予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は 50 分とし、うち説明は 15 分以内とします。

エ 出席者は、6(1)の本件担当予定者を含め 5 名以内とします。

(8) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 29 年 9 月 15 日 (金) 15 時まで

入札と合わせて提出が必要となる入札金額内訳書は、調達システムの添付機能を使用して提出締切日時までに提出してください。

イ 書面による入札の場合は、入札説明書の入札書と入札金額内訳書を一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 29 年 9 月 15 日 (金) 15 時まで

なお、入札書は平成 29 年 9 月 5 日 (火) から同月 15 日 (金) 15 時までの間に到着するように郵送してください。

送付先

〒514-0006 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課企画総務班 担当 藤原

案件名 三重県人材マネジメントシステム再構築及び運用保守業務委託入札書在中

(9) 開札の日時及び場所

日時 平成 29 年 9 月 15 日 (金) 15 時 10 分

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県総務部総務課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち会いを希望される場合は、事前に入札事務担当部局へ連絡をしてください。

(10) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額(当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって契約金額としますので、入札者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各年度の契約希望金額を消費税等の税率(平成 31 年 9 月 30 日までは 100 分の 8、平成 31 年 10 月 1 日以降は 100 分の 10)で除した金額の総額を記載するものとします。ただし、入札書の提出までに消費税等の税率の改正があったときは改正後の税率によるものとします。提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることはできません。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。)第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再

生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において、別記「落札候補者決定基準」に規定する評価点が最も高く、かつ、同基準に規定する要件を満たす者としてします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

8 その他

(1) 入札に関する質疑応答の実施

当該入札に質疑（入札手続、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札又は契約に関する一切の事項）がある場合は、以下の質疑提出締切日までに電子入札システム質疑応答機能から質疑等を行ってください。ただし、書面による入札者にとっては、当該締切日時までに 7(1)に掲げる部局へ書面（ファクシミリ可）で質疑申請を行ってください。全ての質疑への回答は、入札情報サービスシステムの入札予定（公告）詳細情報で行います。

質問提出締切 平成 29 年 8 月 8 日（火）17 時まで

結果回答 平成 29 年 8 月 14 日（月）までに行います。

(2) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(5) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(6) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(7) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(8) 本入札に係る詳細は、入札説明書（仕様書）によります。

9 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Rebuilding the Mie Prefectural Personnel Management System and its maintenance duties for five years

(2) Submission of Proposal

Paper proposals submitted by registered mail must be received at the Managing Authority between, 9:00 A.M. on Friday, August 25, 2017 and 5:00 P.M. on Thursday, August 31, 2017.

(3) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Friday, September 15, 2017.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the Mie Prefectural Government Headquarters Post Office branch (*Mieken-cho nai Yubinkyoku*) between Tuesday, September 5, 2017 and 3:00 P.M. on Friday, September 15, 2017.

(4) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:10 P.M. on Friday, September 15, 2017.

(5) Managing Authority :

Human Resources Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2103 (Japanese only)

(6) Language and Currency used in the Tendering Procedure:

Japanese and Japanese currency

別記 落札候補者決定基準

1 基本的な考え方

落札者の決定にあたっては、提案内容の評価に入札価格の評価を加算する総合評価方式を採用し、予定価格などの制限の範囲内において入札があった者のうち、総得点の最も高い入札者を落札候補者とする。

(1) 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

(2)及び(3)で評価した「技術点」及び「価格点」の合計点数(以下「総合点」という。)が最も高い者を落札候補者とする。

「技術点」と「価格点」のバランスは、7対3とする。入札者の獲得する「総合点」は、「技術点」と「価格点」の単純な和となる。

$$\text{総合点 (1,800点)} = \text{技術点 (1,260点)} + \text{価格点 (540点)}$$

(2) 提案内容の評価

提案内容の評価は、別に定める「提案書記載依頼事項」に基づき提案内容の評価し「技術点」を与える。

入札者の獲得する「技術点」は、「内容評価点(機能要件を除く、提案書の評価点)」と「機能評価点(機能要件の評価点)」の単純な和となる。

$$\text{技術点 (1,260点)} = \text{内容評価点 (1,080点)} + \text{機能評価点 (180点)}$$

(3) 入札価格の評価

入札価格については、後に示す計算式に基づき入札価格に対する点数(以下「価格点」という。)を与える。

(4) 有効数字

「技術点」及び「価格点」、「内容評価点」、「機能評価点」の算出にあたっては、小数点以下1桁目で四捨五入する。

(5) 合計点数の最も高い者が2以上あるとき(同点のとき)の対応

ア 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が異なる場合

「技術点」が高い者を落札候補者とする。

イ 入札者それぞれの「技術点」、「価格点」が同じ場合

「機能評価点」が高い者を落札候補者とする。また、「機能評価点」が同じ場合は、「入札金額」が低い者を落札候補者とする。なお、「入札金額」が同じ場合は、別途日を定め、くじ引きにより落札候補者を決定する。

2 提案内容の評価

(1) 内容評価点について

ア 評価について

「内容評価点」は、提案書の内容に基づき、以下の手順で行う。

(7) 評価項目の大分類の設定、配点

次のとおり評価項目の大分類を設定し、以下のように配点を設定する。

<配点設定>

- 1章 全体概要：120点
- 2章 基本要件：220点
- 3章 開発管理要件：140点
- 4章 非機能要件：120点
- 5章 ハードウェア要件：130点
- 6章 データ移行等：140点
- 7章 運用・保守：210点

(イ) 評価点の考え方

評価項目単位の採点は0～10点までの11段階で評価する。

- A 本県で想定していた提案であれば「5点」（以下、基準点[※1]）とする。
- B 優れた提案は「6から10点」の範囲で評価する。
- C 低いレベルの提案は「1から4点」の範囲で評価する。
- D 記述のないものは「0点」とする。

(ウ) 評価項目の加重点の考え方

評価項目の重要度に応じて、1～3までの加重点を項目ごとに設定する。

(エ) 内容評価点の計算

内容評価点の計算は以下の式で行う。

項目評価点＝評価項目の評価点×加重点

大分類評価点＝大分類内の項目評価点の合計

内容評価点＝大分類評価点の合計

イ 落札候補者とし不在の場合について

(7) 内容評価点について

「内容評価点」の合計が50%未満の場合には、落札候補者とし不在。

(イ) 重要項目について

本県が特に重要と考える項目を重要項目として設定する。「内容評価点」の合計が50%以上の場合であっても、重要項目が基準点[※1]に満たない場合には、落札候補者とし不在。なお、重要項目は別に定める「提案書記載依頼事項」で示す。

[※1] 基準点とは、本業務を遂行するために必要な水準を満たすと考える点数（本県が本業務遂行に必要なと要求する水準）

(2) 機能評価点（機能一覧の評価）について

ア 評価について

入札説明書（仕様書）配布時に同封する「機能一覧」の評価については、提案者の記載に基づき、以下の手順で行う。ただし、技術提案書聴取会に提案者の記載誤り、または認識誤りと判断された場合には、本県にて修正を行う。その場合、修正後の記載において評価を行うこととする。

(7) 評価点の考え方

機能項目単位の採点は0～5点までの3段階もしくは4段階で評価する。

なお、下記「A 標準機能、標準機能として対応する提案」として回答した機能については、パッケージシステムのバージョンアップに伴い、本県固有の改修費用が発生しない機能とする。

【必須機能】

- A 標準機能、標準機能として対応する提案は「5点」とする。
- B カスタマイズもしくは他のシステム機能で実現する提案は「3点」とする。
- C 一部でも実現できない機能が含まれる提案は「0点」とする。
- D システム対応しないもしくは記述のない提案は「0点」とする。

【必須以外の機能】

- A 標準機能、標準機能として対応する提案は「3点」とする。
- B カスタマイズもしくは他のシステム機能で実現する提案は「2点」とする。

- C 一部でも実現できない機能が含まれる提案は「1点」とする。
- D システム対応しないもしくは記述のない提案は「0点」とする。

(イ) 機能評価点の計算

機能評価点の計算は以下の式で行う。

$$\text{機能項目評価点} = 180 \times (\text{機能一覧の評価点の合計} / 3,615)$$

イ 落札候補者としめない場合について

(ア) 必須項目について

本県が必須と考える項目を必須項目として設定し、その項目が一部でも実現できないと判断される場合もしくは記載のない場合には、落札候補者としめない。

3 入札価格の評価

「価格点」の点数算出式は、次のとおりとする。

$$\text{価格点} = 540 \times (1 - \text{入札価格 (税抜き)} / \text{評価基準額 (税抜き)})$$

(※ 評価基準額 (税抜き) = 353,595,501 円)

評価基準額とは、入札にあたっての評価のための数値であり、予定価格ではない。

また、入札金額内訳書に記載する年度別計 (価格) が、以下に示す各年度の金額 (年度別支払限度額) を超える場合は、落札候補者としめない。

なお、年度別支払限度額 (税抜き) は、以下のとおりである。

平成 29 年度 56,300,000 円

平成 30 年度 130,922,000 円

平成 31 年度 86,296,242 円

平成 32 年度 18,130,700 円

平成 33 年度 18,130,700 円

平成 34 年度 18,130,700 円

平成 35 年度 18,130,700 円

平成 36 年度 7,554,459 円

4 総合点の算出方法

入札者の獲得する「総合点」は以下のように算出する。

$$\text{総合点} = \text{技術点} + \text{価格点}$$

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>
